

令和6年度第4回越谷市文化財調査委員会会議録

- 1 開催日 令和7年1月24日（金）
- 2 会 場 越谷市役所第二庁舎3階 教育委員会室
- 3 開閉会 開会 午後2時
閉会 午後4時
- 4 出席委員 7名
板垣 時夫委員、加藤 幸一委員、高崎 光司委員、橋本 雄一郎委員、
秦野 秀明委員、林 貴史委員、矢口 孝悦委員
- 5 事務局出席者
小泉教育総務部長、川澄教育総務部副参事(兼)生涯学習課長、北郷副課長、
橋本主幹（統括）、菟原主幹、栗原主任、村田主事
- 6 傍聴者 傍聴申請なし

会 議 次 第
1 開会
2 あいさつ
3 協議事項
（1）文化財指定について
①指定調書（案）
②答申書（案）について
4 その他
5 閉 会

【会議内容】

- 1 開会 北郷副課長（司会）
- 2 あいさつ
- 3 協議事項
 - （1）文化財指定について
 - ①指定調書（案）について
 - 委員長 事務局に説明を求める
 - 事務局 協議の流れとして、まずは前回会議で資料現物をご覧いただいた旧東方村中村家系譜について協議いただき、その後に、前回ご提示した指定調書（案）4件について委員の皆様のご意見に基づき修正した内容についてご協議いただく形でよろしいか。
 - 委 員 一同同意
 - 事務局 「＜指定候補4＞旧東方村中村家住宅（付 下組中村家系譜）」について資料に基づき説明
 - 委員長 前回会議までは指定名称が「旧東方村中村家系譜」であったが、今回提示された指定調書（案）では「旧東方村中村家住宅（付 下組中村家系譜）」と変更されている。前回会議の指摘事項を踏まえ、すでに市指定有形文化財建造物に指定されている「旧東方村

中村家住宅」の建築年代の根拠である点を評価し、系譜単体を古文書として指定するのではなく、建造物の^{つけたり}付指定という形となっている。これについて委員の意見はいかがか。

○委員 系譜が旧東方村中村家住宅の建築年代の根拠となっているとのことだが、建築学の観点からも建築年代が安永元年であることが確認できているのか。

○事務局 昭和 50 年に文化財指定した際に建築学の観点から検証した記録は残されていない。

○委員 50 年前の指定時に建築学の観点から検証していないことはわかったが、そこから今に至るまでになぜ検証しなかったのか。

○事務局 建物の部材等の資料から建築年代の特定は行っていないが、他の資料から確認できた事例がある。現八潮市の旧西袋村に小沢家という旧家があり、小沢家当主で江戸の終わり頃に名主を務めた小沢豊功氏が、各村々の名主の家の間取り図を描いたものが資料として残されている。『八潮市史史料編近世Ⅱ』に掲載されている資料である。その資料における旧東方村中村家の間取りは、名主空間と居住空間がずれた間取りとなっており、現在の旧東方村中村家住宅の間取りと似ている。資料に年代は記載されていないが、おおよそ文化 12 年（1815 年）頃のものであるとされている。このことから、安永元年（1772 年）に建築されたという中村家系譜の記述から約 40 年後には、少なくとも現在の旧東方村中村家住宅と近い形の住居があったというところまでは遡ることができる。安永元年建築の記述が確認できるのは中村家系譜のみであり、系譜がなければ小沢家の資料を根拠とした文化 12 年頃まで建築年代が下ってしまう。そのため、系譜と旧東方村中村家住宅とは不可分の関係にあると考えている。

○委員長 現在の旧東方村中村家住宅を見ると、建築様式などから近世に建てられたものであることはわかるのではないか。それを裏付ける資料として中村家系譜を位置付けているということだと思う。

○委員 県内に類例が少ないため難しいかもしれないが、指定した後でもよいので、一度建築学の専門家に調査してもらうのも大切なことだと思う。

○委員長 文化財指定についての協議とは別に、そのような要望があったとして事務局には受けとめてもらえればと思う。

○委員 調書では員数が「2 点」となっているが、単位を「点」とするか「巻」とするか検討してほしい。巻物は、複数の資料が 1 つの巻物に貼り込まれている場合、数え方が変わってくる。今後他の古文書の数え方にも影響するため、単位の考え方について検討が必要である。

次に所見について、指定名称が「旧東方村中村家住宅（付下組中村家系譜）」であるが、「旧東方村中村家住宅」指定時の所見に系譜の所見を付け加えたものなのか。それとも今回新たに作成した所見なのか。

○事務局 今回新たに作成したものである。

○委員 今後、「旧東方村中村家住宅」指定時の調書と、今回の調書がセットになったものが、「旧東方村中村家住宅（付下組中村家系譜）」の調書として残っていくという考え方でよいのか。

○事務局 そうである。

- 委 員 所見の「文明年間に太田道灌に仕え、大相模の郷士となり、その後農民となり」との記述について、中村氏が太田道灌に仕えていて、道灌が岩槻に入ったことにより大相模に郷士として中村家が置かれたのか。それとも元々大相模の郷士であった中村氏が文明年間に太田道灌に仕えたのか。順番がわかるように文章を整理してほしい。また、「その後農民となり」とは江戸時代に農民になったということか。郷士は農民も兼ねた位置づけとなるため、表記が適切かについても検討してほしい。江戸時代には大相模村があるため、混乱を招くのではないか。
- 委員長 指摘があった事項については、委員とよく協議をしながら文言等を整理していただきたい。
- 委 員 委員から指摘のあった所見の記述について、これを証明する資料はないと思う。そのため、「である」という断定的な文章ではない方がよろしいのではないか。
- 委員長 他に意見はあるか。
- 委 員 意見なし
- 委員長 他に意見がないようなので、中村家系譜については旧東方村中村家住宅の^{つけどり}付 指定とする形で進めることとし、事務局には今回の指摘事項を踏まえて文言を整理し、再度調書案を提示していただくということでよろしいか。
- 委 員 一同同意
- 委員長 「＜指定候補 1＞青い目の人形（付 パスポート他）」について事務局に説明を求める。
- 事務局 資料に基づき説明。
- 委員長 委員に意見を求める。
- 委 員 所見に記載された日本に贈られた青い目の人形の総数について、数字は資料によって異なると事務局から説明があった。私が確認した花巻市資料館のパンフレットでは、12,739 体となっていた。越谷市では人形の調査を行った是枝教授の知見に基づき「11,975 体」としているのか。
- 事務局 「11,975 体」という数字については、令和 3 年に埼玉県立歴史と民俗の博物館で開催された企画展「晴天を衝け 渋沢栄一のまなざし」の図録を根拠としている。
- 委 員 是澤教授の意見は取り入れないのか。
- 事務局 是澤教授には越谷市に残された人形自体についてのご意見はいただいたが、時代背景や送られた人形の総数などについてはお話していない。
- 委 員 越谷市指定文化財に関わる調書を作成するにあたり、他機関の作成した資料の数字を使用するのは少々主体性がないと感じる。せっかく是澤教授に調査いただいたのだから、是澤教授の意見を根拠とした方がよいのではないか。
- 事務局 他市では専門家に調査から所見作成までをお願いする事例が多いが、越谷市では、人形本体の調査を是澤教授にお願いし、それ以外の事項については事務局が調べて所見を作成し、委員の皆様にご意見をいただいてブラッシュアップしていく方法を取っている。人形の総数については、是澤教授への依頼の範疇外であるため、事務局が調べた数字となっている。

- 委 員 事務局が調べたと言うが、一次資料や関連する研究等を網羅的に調査したわけではなく、埼玉県立歴史と民俗の博物館の図録を見たというだけでは根拠が不明である。
- 事務局 公的機関である埼玉県立歴史と民俗の博物館が調査を行った成果であると判断し、参考文献にしているものである。調査において一次資料に当たるべきであることは承知しているが、今回の指定調書において、日本に送られた青い目の人形の総数は、そこまでして調べる事項であるのか。
- 委 員 やはり是澤教授の意見を伺うべきではないか。
- 委員長 専門家に所見作成までお願いできるかどうかは、自治体の予算規模などによるものであり、今回は是澤教授にお願いすることはできないため、我々委員が事務局の調査内容を評価する必要がある。
- 委 員 インターネットで青い目の人形の総数を調べると、12,739 体と出てくる。複数の説があり、埼玉県立歴史と民俗の博物館の図録の数字はその中の 1 つに過ぎない。大元をたどればそれぞれ根拠となる数字が出てくるとは思うが、このような状況で、今回の指定調書にそこまで詳細な数字は必要か。例えば、約 12,000 体などとする方法もあるのではないか。
- 委員長 越谷市に関連が強い事項はしっかりした数字が必要かと思うが、全体的な背景に関する数字についてそこまで詳細に詰めなくてもよいのではないかと意見が出た。他の委員の皆様はいかがか。
- 委 員 同意見である。数字は一人歩きしてしまうおそれがあり、諸説ある中のどれを取るかによって様々な考え方があるため、今回の調書においては、総数が 1 万を超えることが伝わる書き方であればよいのではないか。
- 委員長 他に意見はあるか。
- 委 員 発見の経緯については所見に入れないということによいか。
- 事務局 発見の経緯については、関係者への確認を試みたが叶わず、他に確認できる手段がないため記載していない。
- 委員長 所見の下から 3 行目「4 体送られた」の「送」は「贈」の誤字ではないか。
- 事務局 修正する。
- 委員長 他に意見がないようなので「〈指定候補 2〉越ヶ谷小学校校務日誌」について検討する。
- 委員長 「〈指定候補 2〉越ヶ谷小学校校務日誌」について事務局に説明を求める。
- 事務局 資料に基づき説明。
- 委員長 委員に意見を求める。
- 委員長 所見の 3 段落目「越谷国民学校時代（16 年度…）」の年度の前に年号の記載がない。「昭和」が漏れているのではないか。
- 事務局 修正する。
- 委 員 所見の 2 段落目に「教育基本法が施行・公布された」とあるが、順番を考えると「公布・施行」が適切ではないか。
- 事務局 修正する。

- 委 員 所見に、越ヶ谷小学校に昭和 15 年度から平成 30 年度までの校務日誌が残っていた旨の記述があるが、越谷市では平成 30 年度より後の校務日誌は電子化されているため、システム上で作成され、5 年間保存され、5 年過ぎると処分される運用となっているはずである。指定範囲は昭和 21 年度までであることを考えると、あえて「平成 30 年度まで」と記載する必要はあるのか。
- 事務局 紙媒体で現存し市教育委員会で管理している校務日誌が平成 30 年度までのものであるため、事実を記載しているものである。
- 委 員 所見の 3 段落目、歴代の学校名称が列記される中で、「越谷国民学校」の後ろにのみ「時代」が付いているのはなぜか。
- 事務局 「時代」を付けない形で統一する。
- 委 員 所見で「荻島飛行場」の名称を使用しているのは、校務日誌記載の名称を根拠としているのか。事務局の説明の中で、「荻島飛行場」の表現を確認したとあったが、何を確認したのか。
- 事務局 前回の会議で、当該飛行場の名称は資料によって異なるが、所見で「荻島飛行場」を使用しているのは、校務日誌記載の名称を根拠としているのか、とのご質問をいただいたため、あらためて校務日誌を確認したところ、「荻島飛行場」と記載されていた。
- 委員長 当時の一般的な名称があるのであれば、荻島飛行場の後ろに、()書きで加えてもよいのではないか。
- 事務局 飛行場の名称は資料によって様々であるため、校務日誌に記載された名称を使用したいと考えている。
- 委 員 名称に「」をつけることで、日誌からそのまま引用していると説明できるのではないか。
- 事務局 そのように修正する。
- 委 員 所見の「市内工場への勤労奉仕」という表記については、当時は市ではなく町であるため、当時の形に揃えた方がよいのではないか。
- 委 員 校務日誌に登場する工場は越ヶ谷町・大沢町にあった。「町内工場」という表現よりは、工場名そのものを記載してはどうか。
- 委 員 工場名の後に () 書きで当時の町名を入れるとよいのではないか。
- 事務局 そのように修正する。
- 委 員 教育基本法施行以前の校務日誌を指定範囲としているが、法施行の前後の違いこそが非常に興味深い点である。法施行後の変化がわかる部分についても指定範囲とした方がよいのではないか。1 つの提案として、サンフランシスコ平和条約の発効までを指定範囲とする考え方もあるのではないか。
- 委員長 指定範囲を広げるべきではないかとの意見があったが、他の委員の皆様のご意見はいかがか。
- 委 員 これまでの指定範囲についての議論においても、指定範囲の後の時代の日誌も重要であることは共通認識であり、紙媒体で残っている平成 30 年度までの資料については、後々追加で指定案件となる可能性がある。今回の指定については教育基本法の施行で区切り、今後追加していくこともやぶさかではないという考え方がベースにあればよいのではないか。つまり、指定範囲外の校務日誌も大切に保管していくことを前提に指定するという考え方である。

- 委 員 どこで指定範囲を区切ったとしても、その後の時代も貴重であることは変わらないため、指定範囲外の校務日誌も大切に保管していくことができればよいと思う。
- 委員長 指定範囲外の校務日誌についても、取り扱いについて十分配慮が必要であることについて、調書等に上手く取り入れられるとよいのではないか。
- 事務局 協議事項②でご協議いただく答申書（案）では、末尾に保存活用事業として、資料の適切な保存と活用についての意見を記載している。その中で、指定範囲外の校務日誌の取り扱いについても追加したい。
- 委 員 校務日誌は市教育委員会で保管しているのか。
- 事務局 越ヶ谷小学校から生涯学習課に寄贈いただいている。
- 委 員 保存については問題ない状況であることは理解した。将来的に校務日誌を追加指定する際には、教育基本法改正前後の変化がわかるところまでを指定範囲とすることを検討いただきたい。
- 委員長 他に意見はないか。
- 委 員 意見なし。
- 委員長 他に意見がないようなので「〈指定候補3〉瓦曽根溜井防水記念碑」について検討する。
- 委員長 「〈指定候補3〉瓦曽根溜井防水記念碑」について事務局に説明を求める。
- 事務局 資料に基づき説明。
- 委員長 委員に意見を求める。
- 委 員 所見内の人名、例えば「半左エ門」の「エ」の表記は正しくは「エ」でないか。
- 事務局 そのように修正する。
- 委 員 他の指定候補の所見には所有者の住所は記載されていないが、瓦曽根溜井防水記念碑のみ記載されている。何か意味があるのか。
- 事務局 所有者の住所は記載しないこととして統一する。
- 委 員 瓦曽根溜井防水記念碑の所有者は越谷市であるが、担当課はあるのか。
- 事務局 都市整備部公園緑地課の所管である。
- 委 員 では、何かあった場合は公園緑地課と協議することになるのか。
- 事務局 そうである。
- 委 員 所見の2段落目の最後に「賛成者を募っている。」とある。記念碑には「賛助者」と記されていることが多いが、瓦曽根溜井防水記念碑は「賛成者」と記されているのか。
- 事務局 そうである。
- 委 員 指定調書に直接関係はないが、瓦曽根溜井防水記念碑の近くにある谷古田領元圀レンガ樋門について、明治 23 年の洪水により近世以来の木製の桶門がレンガ造りに変わったものである。瓦曽根溜井防水記念碑と歴史的背景等関連が深いため、防水記念碑が指定された暁には、谷古田領元圀レンガ樋門を次の指定候補として優先的に検討していただきたい。
- 委員長 今回の指定とは別として、今後、指定候補を考える際に検討いただきたい。
- 他に意見はあるか。

- 委員 意見なし
- 委員長 他に意見がないようなので次の「〈指定候補5〉越谷隕石」について検討する。
- 委員長 「〈指定候補5〉越谷隕石」について事務局に説明を求める。
- 事務局 資料に基づき説明。
- 委員長 委員に意見を求める。
- 委員 有形文化財として指定するにあたって、今後の保存の在り方が重要である。越谷隕石の主成分の調査がされているのであれば、所見に記載した方がよい。保存にあたって、例えば主成分が鉄ならば錆を防ぐ方策を講じる必要がある。
- 事務局 国立科学博物館の担当者に適切な保存方法をご指導いただき、所有者に情報提供して保存していければと考えている。
- 委員長 成分がわかるのであれば、所見に記載したほうがよいのではないか。
- 事務局 所見に記載できる情報があるか確認する。
- 委員 所見冒頭に東京朝日新聞の記事を引用しているが、原文どおりではない。引用するなら原文どおりに記載すべきではないか。
- 事務局 明治時代の新聞であるため、意味がわかるよう現代語に直している部分はある。
- 委員 原文のままだと読みにくい部分があるため、意識した文章でよいのではないか。
- 委員長 現在の所見の文章では、原文を引用したように読めてしまう。
- 委員 意識したことがわかるように文章を修正したほうがよい。
- 事務局 修正する。
- 委員 所見の朝日新聞の記事の中で、隕石が落下した時間を「暁の頃」と表記しているが、発見当時と今では「暁」の意味する時間帯が異なるため、誤解を招く可能性がある。調書を読んだほとんどの人は、「暁」を「夜明け前」とであると理解すると思うが、江戸時代から明治時代にかけての「暁」はもっと暗い時間帯を指す。誤解がないよう表記を見直してほしい。
- 事務局 はっきりした隕石の落下時間がわからないため、当時の新聞記事の表記を使用している。
- 委員 当時は時計がないためはっきり何時とは言えないが、地元の方の言い伝えなどから、まだ真っ暗な時間に落下していると思われるため、「深夜2時頃」など別の表記の方が適切ではないか。
- 事務局 隕石が落下したという事実を重視しており、落下時間については、詳細がわからない以上、当時の新聞の表記を変えない方が、出典がはっきりしているためよいと考えている。
- 委員 今と隕石落下時の「暁」の意味の違いをよく調べていただきたい。夜明け前の明るい時間と、真っ暗な時間帯では受ける印象が大きく違ってしまう。
- 委員 明治時代の「暁」は、夜半から夜が明けるまでの時間帯を全て含んでいる。現代の「暁」は、夜が明ける前の時間帯のみである。今の所見の文章では、「暁」が現代の意味で受け取られてしまうため見直してほしい、というのが委員の意見ではないか。隕石落下当時の「暁」の意味が現代と異なることがわかるように、カッコ書きでもよいので説明を加えるとよいのではないか。

- 委員長 事務局には、意見を踏まえ文章を見直していただきたい。
- 事務局 修正する。
- 委員 所見4行目の「発見された石は長く発見者の中村氏が保管している。」について、発見者が今も存命で隕石を保管し続けているように読めてしまうので、中村家に伝わっている、などとしたほうがわかりやすいのではないかと。
- 事務局 修正する。
- 委員長 他に意見はあるか。
- 委員 意見なし
- 委員長 指定調書について様々な意見が出た。事務局には意見を踏まえた調書を次回会議で再度提示していただきたい。

②答申書（案）について

- 委員長 答申書（案）について事務局に説明を求める。
- 事務局 資料に基づき説明。
- 委員長 委員に意見を求める。
- 委員 保存・活用事業についての意見の中で、瓦曽根溜井防水記念碑の風雨による劣化が進んでいるとあるが、石碑の表面に掘られた文字は、読める状態で保存されている。劣化が進んでいると言えるのか。
- 事務局 前回の会議で、瓦曽根溜井防水記念碑は風雨による劣化が見られ、保護策を講じる必要があることについて、文化財調査委員会の意見として示すべきであるというご意見をいただいた。そのため、今回答申書（案）に記載したものである。今の委員のご意見は、そもそも劣化しているようには見えないということか。
- 委員 どの程度を「劣化」と表現するかによるが、これまでたくさんの石仏を見てきた中では、当時のまま文字などもはっきり残っており、「劣化」という表現は適切ではないと感じる。
- 委員 越谷市花田にある花田用水の設立に関する記念碑は、風雨による劣化ではなく、明らかに人為的に表面が削り取られている。石碑の保護策を講じることの必要性を示すことは重要であるため、文章を工夫して、「風雨その他による劣化が進んでいる」というような表現にしてはどうか。
- 委員 そうであるならば、「劣化」ではなく「磨滅」という表現もある。触ることにより磨滅するため、触らないように保護してく意味合いも含めることができる。
- 委員 劣化の定義も様々あるが、苔が生えてしまうということも考えられる。保護策を講じること自体は非常に重要であるため、答申書の文章を工夫していただきたい。
- 委員長 保護策を講じた方がよいという意見は、今年度の文化財調査委員会で瓦曽根溜井防水記念碑を見に行った際に、委員の皆様から出たものである。
- 事務局 保護策を講じる必要があるということ自体は、委員の皆様の総意であると考えてよいのか。
- 委員 「劣化」という表現は適切なのか。文字が読めない部分はあるものの、石自体が悪くなっているかというところなのか。そのため、「磨滅」という表現を提案した。
- 委員 たしかに、記念碑の石材である稲井石は劣化しにくい特性があ

る。そのため、「劣化」でない表現、委員の意見のように「磨滅」であれば、人為的な被害も含むためよいのではないか。

○委員長 答申書（案）には、記念碑に傷みがあり、これ以上進まないような保護策の必要性について意見を記載するということにより
しいか。

○委員 一同同意

○委員長 今回様々な意見が出たが、指定調書や答申書の最終確認など今後のスケジュールは。

○事務局 今の委員の皆様の任期が、今年の7月末で満了となるため、その前に再度会議を開催し、指定調書や答申書などを固めた状態で答申まで進められればと考えている。会議の日程は未確定であるが、来年度早々に行いたい。

○委員長 事務局には、本日委員の皆様に協議いただいた内容を成果として反映させていただき、次回会議で再度提示していただきたい。これまでの事柄について、何か全体的な意見はあるか。

○委員 越谷隕石の所見に、国際隕石学会に「越谷隕石」として登録されたとあるが、登録証は発行されているのか。登録証や分析結果のような関連書類がある場合、隕石と合わせて保存されるようにすべきである。

○事務局 登録証の有無は確認してみないとわからないが、所有者の方に保存していただくようお願いする。

4 その他

(1) NP0 法人越谷市郷土研究会会報の発行についてお知らせ

5 閉会